

## レベル4危険警報・レベル5特別警報・暴風警報発令時 等の緊急事態の措置（2026年6月～）

台風の接近等により次の地域や市町に「レベル4危険警報」「レベル5特別警報」「暴風警報」のいずれかが発令されている場合は下の措置を取ってください。

警報対象地域・・・大阪府全域または北大阪

警報対象市町・・・吹田市、自分の居住地の市町

警報発令中は生徒は登校してはいけません。

午前7時までに解除されたとき ⇒ 平常授業

午前11時までに解除されたとき ⇒ 原則として午後1時より午後の授業を実施

午前11時までに解除されていないとき ⇒ 臨時休業

避難勧告等が発令された場合は、安全を守るために適切な行動をとってください。  
また、大阪府教育庁から具体的な指示が出た場合は、その指示にしたがってください。